

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少

した世帯の国民健康保険税の減免 Q&A

1. 申請関係

Q1-1 郵送申請は可能ですか。

(A1-1)

申請書類は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送による受付も行っております。申請書はホームページから印刷してご郵送ください。プリンター等の設備がない場合は郵送いたしますので税務課までお問い合わせください。

Q1-2 令和2年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合減免申請はできますか。

(A1-2)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため令和2年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。恐れ入りますが、確定申告をされてから申請いただきますようよろしくお願いいたします。(給与収入のみであった方については、事業所が申告している場合確定申告は不要です。)また、同一世帯内に18歳以上の未申告者(扶養控除の対象となっている方は除きます)がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、申告をしていただいてから減免の申請をしてください。

Q1-3 申請期限はいつまでですか。

(A1-3)

令和4年3月31日です。

2. 要件等

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことですか。

(A2-1)

主たる生計維持者は原則として世帯主1名です。ただし、実質的にその世帯の生計が世帯主以外の方(1名)の収入で維持されている場合は、ご相談ください。

(例：高齢の世帯主は年金収入のみであり、営業所得のある子の収入で世帯の生計が維持されている場合等)

Q2-2 新型コロナウイルス感染症による重篤な傷病を負ったとは。

(A2-2)

1カ月以上の治療を要するなど、症状が著しく重い場合を指します。医師の診断書等により確認します。

Q2-3 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは何を指しますか。

(A2-3)

新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇、昨年中の離転職による収入減少等)を除き、直接的・間接的に影響を受けたことによる収入減少を指します。

Q2-4 事業収入等にはどのような収入が含まれますか。

(A2-4)

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まれません。「収入」とは、事業や仕入れによる必要経費を差し引く前の売上高、給与では、保険料や源泉徴収税額を差し引く前の支払総額であり、手取り金額とは異なります。

3. その他

Q3-1 減免を申請したが承認決定通知が送られてきません。納期が到来する税金は支払う必要がありますか？

(A3-1)

多数の申請が予想されるため、減免の計算と審査に時間がかかり、承認(不

承認) 決定通知書をお送りするのに1~2ヶ月程度お時間をいただくことがあります。減免の可否によらず、変更後の納付書がお手元に届くまでは、そのままの金額でお支払いください。また、当初の納期限経過後に未納となっている場合、督促状が届くことがあります。口座振替による納付や特別徴収(年金天引き)による納付の対象世帯では、先に振替や天引きの手続きが進められていることから、減免決定されたにもかかわらず税額が町に納付されてしまうことがあります。そのような場合は、減免後の税額と納付済み税額との差額を調整させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。納付された額が年税額を上回ったときは、差額をお返しいたします。

特別徴収の減免では、申請日以後の徴収額を普通徴収に切り替えることとなるため、その後の特別徴収が停止することがあります。